【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月30日

【会社名】 株式会社セイヒョー

【英訳名】 SEIHYO CO.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯塚 周一

【本店の所在の場所】 新潟市北区島見町2434番地10

(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で

行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 新潟市北区木崎下山1785番地(管理部)

【電話番号】 025 - 386 - 9988(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長兼管理部長 宮島 亜佐夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年5月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日2022年5月27日
- (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式 1 株につき金50円 総額20,435,700円 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年 5 月30日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行し、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定める。また、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間で責任限定契約を締結することができる旨を定める。
- (3)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設ける。また、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設ける。
- (4)上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 飯塚 周一、菅原 健司、宮島 亜佐夫を取締役に選任する。
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

村山 栄一、伊藤 伸介、若槻 良宏、前田 博を監査等委員である取締役に選任する。

- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額48,000千円以内(うち社外取締役 分は年額4,800千円以内)とする。
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 監査等委員である取締役の報酬等の額を年額18,000千円以内とする。
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の 件

第5号議案の報酬枠とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60,000千円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	3,622	7	0	(注) 1	可決	98.80
第2号議案 定款一部変更の件	3,619	11	0	(注) 2	可決	98.72
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)3名選任の件						
飯塚 周一	3,622	8	0	(注) 3	可決	98.77
菅原 健司	3,621	9	0		可決	98.75
宮島 亜佐夫	3,619	11	0		可決	98.69
第4号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件						
村山 栄一	3,619	11	0		可決	98.69
伊藤 伸介	3,621	9	0	(注) 3	可決	98.75
若槻 良宏	3,619	11	0		可決	98.69
前田 博	3,619	11	0		可決	98.69
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 決定の件	3,615	15	0	(注) 1	可決	98.61
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	3,612	18	0	(注) 1	可決	98.53
第7号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)に対する譲渡 制限付株式の割当て のための報酬決定の 件	3,610	20	0	(注) 1	可決	98.47

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。